

立川市第5次子ども読書活動推進計画の策定方針について

1 策定目的

子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項の規定に基づき、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び東京都の「東京都子供読書活動推進計画」を踏まえ、本市の図書館基本計画と整合を図り、本市における子どもの読書活動の推進に関する施策について、それを実現するための基本事業や具体的取組を示す計画として策定する。

子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画域な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

2 計画期間

令和7(2025)年度～令和11(2029)年度までの5年間

3 検討体制

立川市第5次子ども読書活動推進計画を策定するため、検討委員会を設置するとともに、図書館協議会からの意見を反映させる。

(1) 第5次子ども読書活動推進計画庁内検討委員会

委員長	教育部長
副委員長	図書館長
委員	子ども家庭支援センター長
委員	学務課長
委員	指導課長
委員	統括指導主事

(2) 図書館協議会委員 委員構成

区分	人数
学識経験者	3人
学校教育関係者	3人
社会教育関係者	4人
公募市民	2人
計	12人

上記のほか、庁内に「第5次子ども読書活動推進計画庁内検討委員会作業部会」を設置する。

(構成) 図書館長(部会長)、子ども家庭支援センター子ども家庭支援センター係長、学務課管理係長、指導課指導係長、図書館児童青少年サービス係長、教育委員会事務局指導主事

4 策定スケジュール(予定)(裏面参照)

- 令和5年7月～ 図書館協議会より前計画(立川市第4次子ども読書活動推進計画)の中間総括にかかる第三者評価に関する報告書を図書館へ提出
- 令和6年1月～ 教育委員会において策定方針の協議
- 令和6年1月～ 現計画(立川市第4次子ども読書活動推進計画)の進捗状況調査
- 令和6年4月～ 立川市第5次子ども読書活動推進計画庁内検討委員会作業部会(庁内)にて検討(5回程度開催)
- 令和6年4月～ 図書館協議会(外部)にて検討(4回程度開催)
- 令和6年7月～ 立川市第5次子ども読書活動推進計画庁内検討委員会(庁内)にて検討(4回程度開催)
- 令和6年12月 12月議会文教委員会に骨子案報告
- 令和7年3月 3月議会文教委員会に素案報告
- 令和7年4月～ パブリックコメント
- 令和7年6月 6月議会文教委員会に原案報告
教育委員会において計画決定(議案の議決)

※教育委員会定例会にて、随時、協議・報告を行う。

立川市第4次図書館基本計画・第5次子ども読書活動推進計画 策定スケジュール（予定）

		令和5年度			令和6年度						令和7年度							
		7月	1～3月		4～6月		7～9月		10～12月		1～3月		4～6月					
議会	議会報告 (文教委員会)						状況に応じて報告			● 骨 子 案			● 素 案			● 原 案		
市民 参加等	市民意見公募 (パブリックコメント)												➔					
教育 委員 会	定例会			● 策 定 方 針	状況に応じて協議・報告						● 骨 子 案			● 素 案			● 原 案	● 計 画 決 定 (議 決)
外部	図書館協議会	第3次図書館基本計画・ 第4次子ども読書活動推進計画 中間総括にかかる第三者評価に 関する報告書を図書館へ提出				●		●		●		●						
庁内 (図 書 館 計 画)	立川市第4次図書館基本計画策定委員会							●	●	●		●						
	立川市第4次図書館基本計画策定委員会作業部会			第3次 計画 進捗調査	●	●	●	●	●	●								
庁内 (子 ど も 計 画)	立川市第5次子ども読書活動推進計画 画庁内検討委員会							●	●	●		●						
	立川市第5次子ども読書活動推進計画 画庁内検討委員会作業部会			第4次 計画 進捗調査	●	●	●	●	●	●								

※ 子どもの読書にかかる具体的取組については、「立川市第5次子ども読書活動推進計画」において一元的に管理し、当計画を包括する形で「立川市第4次図書館基本計画」が全体を管理することとしています。